

配置等基準について

1 路外駐車場配置等基準

駐車場配置適正化区域内において、特定路外駐車場を設置する場合及び既設の路外駐車場の構造等を変更する場合は、以下の配置等基準に適合させてください。

(松本市駐車場配置適正化条例施行規則第2条)

(1) 駐車場の出入口の位置

ア 次に掲げる道路等以外に設けること。

(ア) 駐車場法施行令第7条第1項第1号に掲げる道路又はその部分

(イ) 市道1059号線のうち松本城交差点から千歳橋交差点までの区間（大名町通り）

(ウ) 市道1517号線のうち大手2丁目交差点から松本城交差点までの区間（内環状北線）

イ 特定路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、出入口をその前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

(2) 駐車場配置適正化区域内の道路に面してハーモニカ型構造の駐車場（駐車区画と前面道路との間に車路がなく、駐車区画から前面道路へ直接出入りできる構造の駐車場をいう。）を設置する場合は、自動車の駐車のために供する部分の面積を30㎡未満とすること。

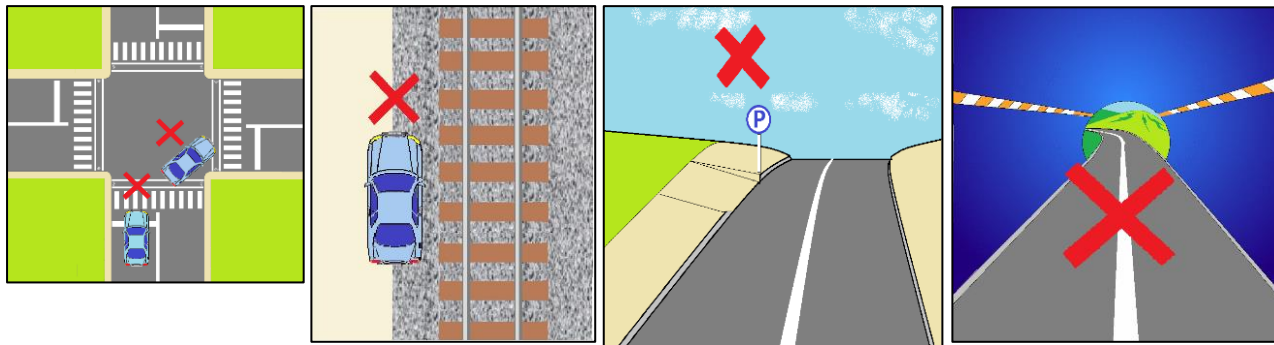
(3) 特定路外駐車場には緑地帯を配置し、空地面積（当該駐車場の区域の面積から、駐車区画並びに建物及び設備等が設置された敷地の面積を除いたものをいう。）の20%以上を緑化するよう努めること。

2 配置等基準の解説

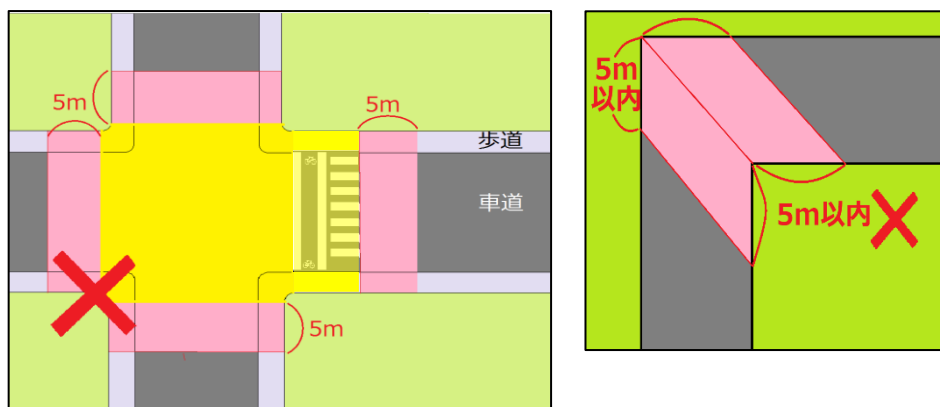
〔自動車の出入口を設けられない場所〕

○令第7条第1項第1号に掲げる道路又はその部分

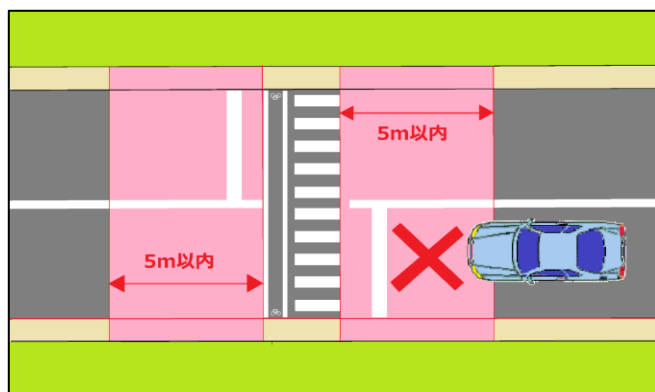
① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル



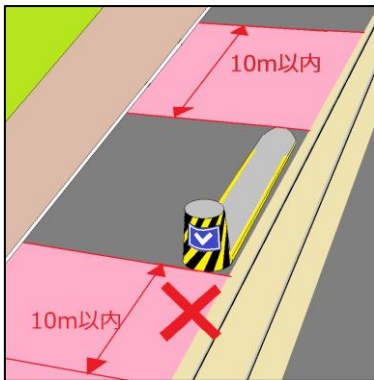
② 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分



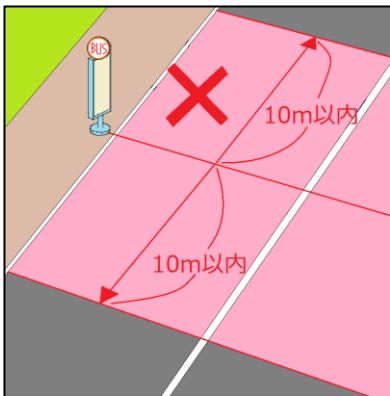
③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分



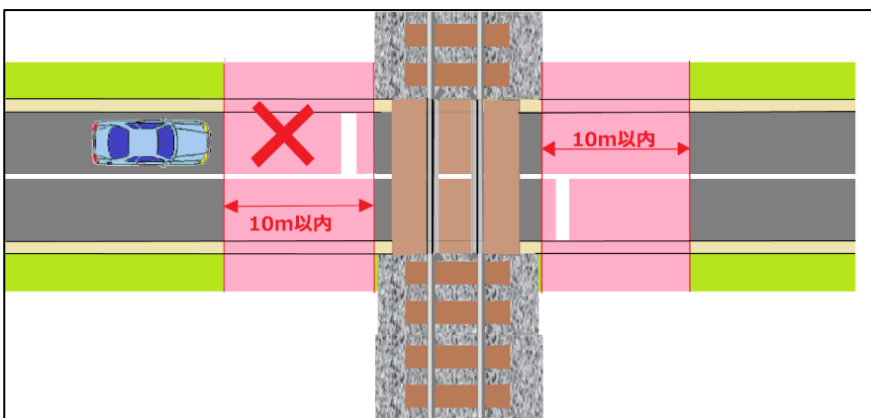
④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分



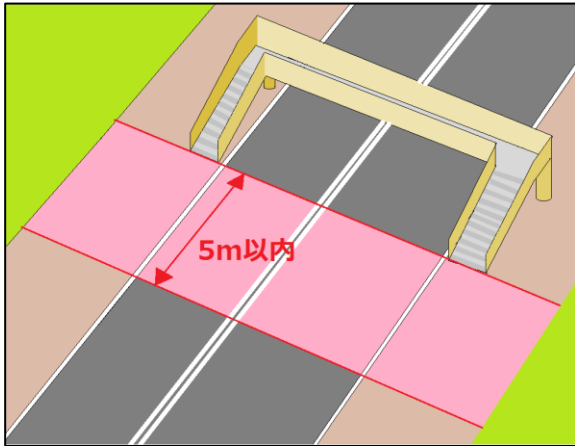
⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）



⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

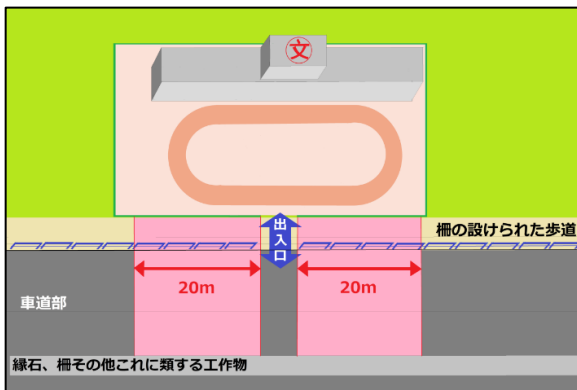


⑦ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5 m以内の部分

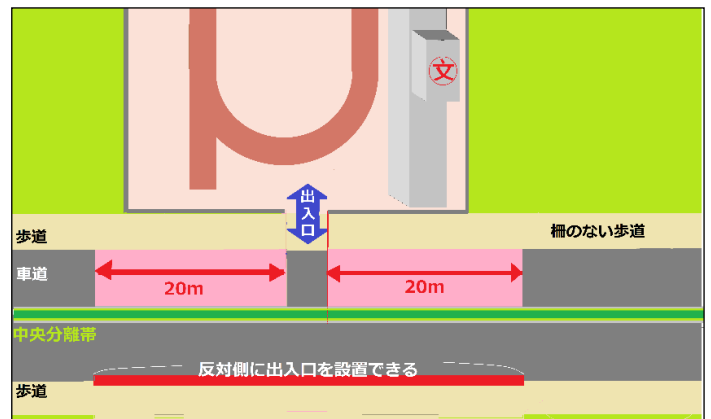


⑧ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20 m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路については、当該出入口の反対側及びその左右20 m以内の部分を含む。）

（中央分離帯等がない場合）



（中央分離帯等がある場合）



⑨ 橋（図は省略）

⑩ 幅員が6 m未満の道路



ただし、道路管理者との協議により、前面道路に接する部分を通路として使用し、道路幅員と当該通路とを併せた幅員が6 m以上となり、駐車場の出入りの交通を円滑に処理できる場合は設置ができる。（ $a + b \geq 6 \text{ m}$ ）

①縦断勾配が10%を超える道路（図は省略）

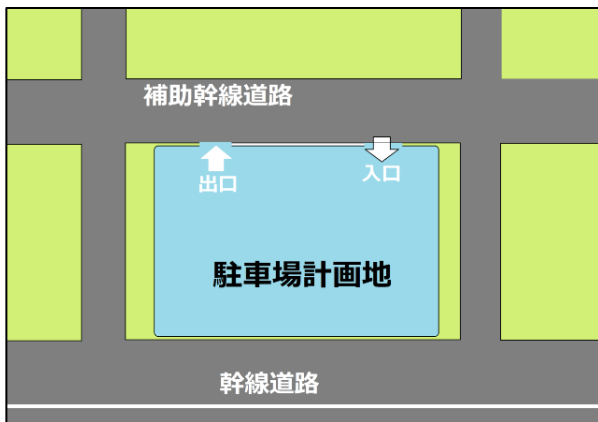
○市道1059号線の松本城交差点から千歳橋交差点までの区間（大名町通り）

○市道1517号線の大手2丁目交差点から松本城交差点までの区間（内環状北線）



〔前面道路が二以上ある場合〕

前面道路が2以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。



お問い合わせ

松本市役所 建設部 都市計画課 都市計画担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3245